

高知県希少野生動植物保護基本方針

平成18年5月24日 高知県環境審議会答申
平成18年6月 1日 公表

第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

1 基本認識

野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土等とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性と相互依存によって生態系のバランスを維持しており、食料、衣料、医薬品等の資源としての利用のほか、生活や文化に潤いをもたらす存在として、私たちの豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

また、野生動植物は、種、個体群等の様々なレベルで成り立っており、それらが構成する生態系を含めて多様性を保全する必要がある、その地域に本来生息し、又は生育する種が普通に見られる状況を維持するような配慮が必要となっています。

しかし、近年の都市化や人間の活動に起因する自然環境への影響から野生動植物種の絶滅が進行しており、我が国においても、生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の破壊や衰退などにより、多くの種が絶滅し、あるいは絶滅の危機に瀕しています。

種の絶滅は、自然生態系の多様性を低下させ、そのバランスを変化させるばかりでなく、人類が受けることができる様々な恩恵を永久に消失させるおそれがあります。

本県においても、野生動植物は、環境基盤の維持のため大切な役割を果たしており、県民の豊かな生活と文化に欠かすことのできないものです。

本県は、南は太平洋に開け、北には四国山地が聳えることなどにより、温暖な海岸域から亜高山帯までの多様な自然に恵まれ、本県固有の野生動植物種が生息・生育しています。

しかしながら、「高知県レッドデータブック」で明らかのように、自然が豊かであるとされる本県においても、多くの野生動植物種に絶滅の危機が生じています。

このような状況の中で、国においては平成4年に、野生動植物の種の保存を

目的として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）が制定され、平成 14 年には、生物多様性の保全とその持続可能な利用を目的とした「新・生物多様性国家戦略」が策定されました。

しかし、種の保存法で保護の対象とされているのは、全国レベルで絶滅のおそれが高い限られた種であり、本県に生息し、又は生育しているものは極めて少ない状況にあります。

このため、本県に生息・生育する多くの希少野生動植物の保護を図るためには、「種の保存法」の保護の対象となっていない種についても、総合的かつ計画的な保護対策が求められています。

2 保護の基本的な考え方

このような基本認識を踏まえたとき、「高知県レッドデータブック」に掲載されている動植物を中心とした希少野生動植物の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりです。

今日の野生動植物の生息・生育を圧迫しているものは、開発などに伴う生息地等の消失又は生息・生育環境の悪化が大きな要因としてあげられます。これに加えて希少性の高い動植物の過剰な捕獲・採取など人間活動に伴う直接的な行動による影響があります。

また、近年の中山間地域の過疎化、農林業の担い手不足等により、今まで適度な人為の働きかけにより維持されてきた里地里山や山林の環境の変化等による二次的な自然の後退などの要素も加わってきています。

野生動植物を絶滅の危機から救うためには、人為の影響による圧迫要因を除去又は軽減するだけでなく、場合によっては、生物学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条件を的確にとらえ、個体数の維持・回復を図る措置をとることも必要となります。

このため、特に保護を図る必要がある希少野生動植物を明らかにしたうえで、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、その個体の捕獲・採取が希少野生動植物の生息・生育に大きな影響を及ぼしているものについてはその種を指定し捕獲等についての規制を行うものとします。また、希少野生動植物を取り巻く環境を広く保全することが必要にもかかわらず既存の法律、条例で十分保護が図れない生息地等は、保護区を設定して圧迫要因を抑制するとともに、行為の規制等の措置や必要に応じた自然環境の回復、再生手法の検討に取り組み、在来種に影響を与える外来種への対策等を計画的に推進します。

また、希少野生動植物の保護のためには、生息地等の状況を定期的に把握して科学的なデータの基に必要な施策を推進することが必要であり、そのための調査を積極的に推進します。

こうした取り組みを効果的に進めるためには、県が行う事業について自ら希少野生動植物の保護に配慮することはもちろんですが、県民、民間事業者の理解と協力のもとに希少野生動植物の保護に対する共通した認識や活動への参加が重要となります。このため、希少野生動植物に対する保護意識の向上や生物多様性の重要性等について普及啓発と自然環境教育を推進します。

第2 県指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

1 県指定希少野生動植物

(1) 県指定希少野生動植物の選定については、県内における生息・生育や存続に支障を来す事情が生じていると判断される野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するもののうち、条例に基づく規制的措置により効果的に保護対策が見込まれる種の中から選定します。

ア その存続に支障を来す程度に個体数（生息・生育密度含む）の減少が顕著な種

イ 生息・生育地における環境条件が著しく悪化若しくは消滅しつつある種

ウ 商品価値や希少性が高く、個体の維持に支障を来す程度に捕獲又は採取の対象となっている種

エ 県内において固有に生息・生育している種

オ 近い将来うえのアからウの各号に該当することになる可能性が大きい種

(2) 指定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事項に留意するものとします。

ア 外来種及び本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は選定しないこと。

イ 生息・生育地の保護活動が行われている若しくは期待できるなど一定の監視体制の確保が可能な種を選定すること。

ウ 個体の識別が容易な大きさ及び形態を有している種を選定すること。

エ 他法令により既に保護されている種は、この条例により保護効果が高まりかつ県民等の要請の高い種を選定すること。

第3 県指定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

1 個体の範囲

高知県希少野生動植物保護条例に基づく規制の対象となるのは、県指定希少野生動植物の個体（卵、種子及び胞子を含む。以下同じ。）とします。

なお、条例第11条における所持等の禁止の対象となる個体の加工品は、種を容易に識別することができるものとします。

2 個体の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の規制

県指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その種の保護の重要性を考慮し、原則としてこれを禁止するものとします。

(2) 捕獲等の許可

県指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究又は繁殖の目的、その他その動植物の保護に資すると認められる目的で行うものを除き許可をしないものとします。

(3) 違法に捕獲等された個体等の規制

捕獲等の規制に違反し捕獲等された個体又ははく製、標本の所持、譲渡し及び譲受を禁止するものとします。

3 その他の個体の取扱いに関する事項

県指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、その種の保護の重要性を考慮し、その生息・生育や保存の条件を維持するなど県指定希少野生動植物の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとします。

第4 県指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保全に関する基本的な事項

希少野生動植物の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することです。

このような見地から、県指定希少野生動植物の保護のため、その個体群が安定して存続できる環境の保全を図る必要があると認めるときは、野生動植物保護区を指定します。

1 野生動植物保護区の指定方針

(1) 野生動植物保護区の指定の方法

野生動植物保護区は、県指定希少野生動植物の個々の動植物種ごとに指定します。

(2) 野生動植物保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体群密度、個体群としての健全性、その生息・生育環境の状況及び生息地等としての規模について総合的に検討し、野生動植物保護区として指定すべき生息地等を選定します。

また、生息地等が広域的に分散している動植物にあつては、主な分布域ごとに野生動植物保護区に指定するよう努めるものとします。

(3) 野生動植物保護区の区域の範囲

野生動植物保護区の区域は、野生動植物保護区の指定に係る県指定希少野生動植物の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であつて、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とします。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその動植物の個体が生息し、又は生育している区域としますが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その動物の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体群密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とします。

また、区域の選定に当たっては、県指定希少野生動植物の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮するものとします。

2 特別保護地区の指定方針

(1) 特別保護地区の指定に当たっての基本的考え方

特別保護地区については、野生動植物保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その動植物の個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を指定します。

(2) 特別保護地区において適用される各種の規制に係る区域、期間等の指定の基本的考え方

ア 条例第18条第5項第7号の知事が指定する野生動植物については、指定の食草、餌など県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植物を指定します。

- イ 条例第 18 条第 5 項第 8 号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たに汚水又は廃水の流入により、県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定します。
- ウ 条例第 18 条第 5 項第 9 号の知事が指定する区域については、車両若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、県指定希少野生動植物の個体が損傷を受けるなど現に県指定希少野生動植物の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定します。
- エ 条例第 18 条第 5 項第 10 号から第 14 号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に県指定希少野生動植物の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖又は生育期間など必要最小限の期間を指定します。
- オ 条例第 18 条第 5 項第 11 号の知事が指定する動植物については、県指定希少野生動植物の個体を圧迫し、又は県指定希少野生動植物との交雑を進行させるおそれのあるものを指定します。
- カ 条例第 18 条第 5 項第 12 号の知事が指定する物質については、県指定希少野生動植物の個体に直接危害を及ぼし、又はその個体の生息・生育環境を悪化させるおそれのあるものを指定します。
- キ 条例第 18 条第 5 項第 14 号の知事が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等県指定希少野生動植物の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて定めます。

(3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、特別保護地区の区域のうち、県指定希少野生動植物の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定します。なお、立入りを制限する期間は、通年又は繁殖期間限定等の必要な期間とします。

3 野生動植物保護区及び特別保護地区の区域の保護に関する指針

野生動植物保護区及び特別保護地区の区域の保護に関する指針においては、県指定希少野生動植物の個体の生息・生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとします。

4 野生動植物保護区等の指定に当たって留意すべき事項

野生動植物等保護区、特別保護地区及び立入制限地区等の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等県民の生活の安定に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するとともに、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うものとします。

第5 保護管理事業に関する基本的な事項

1 保護管理事業の対象

保護管理事業（県指定希少野生動植物の個体の繁殖の促進、その生息地等の保全及び再生その他の県指定希少野生動植物の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）は、県指定希少野生動植物のうち、その個体数の維持・回復を図るためにはその動植物を圧迫している要因を除去し、又は軽減するだけでなく、地域の生態系の保護・保全を前提として、その個体の繁殖の促進、その生息地等の維持・再生等の事業を推進することが必要な動植物を対象として実施します。

2 保護管理事業計画の内容

保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を県指定希少野生動植物ごとに明らかにした保護管理事業計画を定めるものとします。

当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき個体数の水準及び生息地等の条件等を、また、事業の内容として、採餌・営巣条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入等の個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺等の生息地等における生息・生育環境の維持・再生等の事業を定めることとします。

3 保護管理事業の進め方

保護管理事業計画に基づく保護管理事業は、県、市町村、民間団体等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象となる県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、期間を定めて計画的に取り組むよう努めます。

また、対象となる県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況及び関連する生物の状況のモニタリングと定期的に保護管理事業の効果を評価し、生

息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理手法等の調査を推進します。

第6 希少野生動植物の保護に関するその他の重要事項

1 推進体制の整備

希少野生動植物の保護施策を推進するため、県内の市町村との連携はもとより、国及び他の都道府県、近隣県との協力、専門機関、大学等との連携を図り、その推進に努めます。

また、県の施策の推進に当たっては、県民、事業者、民間団体等と県との連携・協力が不可欠です。このため、行政と県民などが連携・協力して、調査、監視、指導等の取組みを進めるための体制の整備に努めるとともに、希少野生動植物保護専門員の派遣や保護推進員の適所配置を行い、希少野生動植物の保護に取り組むボランティアなどの支援や育成に努めます。

2 調査の推進

希少野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であり、動植物の生息・生育状況、生息地等の状況のモニタリングのほか、分布、生態、保護管理手法その他施策の推進に必要な各分野の調査を推進します。

3 県民の理解の促進と意識の高揚

希少野生動植物の保護施策の実効性を高めるためには、事業者や県民等の保護への適切な配慮や協力・参加が不可欠ですので、希少野生動植物の現状やその保護の重要性に関する環境学習の機会を充実させ事業者や県民等の理解を促進し、意識を高めるための普及啓発活動を積極的に推進します。

また、生物の多様性の保全及び人と野生動植物の共生の観点からも、農林水産業が営まれる農地、森林、水域、水辺等が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分に発揮されるよう対処するものとしします。

なお、土地所有者、事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生動植物の保護のための適切な配慮を講ずるよう努めるものとしします。